

公民館，その他の社会教育施設の開館に向けた考え方について

令和2年5月29日改定
広島県教育委員会

【基本的な考え方】

公民館，その他の社会教育施設を開館するに当たっては，次のような対策に加え，必要に応じて，入場の制限等を講ずることにより，施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保するなどの徹底した感染防止対策を行うこと。その際には，対策責任者・担当者を決め，本対策を遂行すること。

公民館，その他の社会教育施設の中には，集会室，研修室，ホールなど「多目的ホール等」に類似した施設，フィットネスルーム，運動室など「体育館等のスポーツ施設」と同じような機能を有する施設等があることから，それらについては，それぞれの施設ごとに別途示される一定の条件による感染防止対策等を徹底すること。

この感染防止対策は，国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり，レベル1においても継続すること（レベル2以上の段階で行う感染防止対策と明示されているものを除く。）。

なお，感染防止対策を実施するに当たっては，施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり，必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが，この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

（注） 下線はレベル2以上の段階で行う感染防止対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や，軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については，入館を自粛するように掲示により注意喚起する。レベル2以上の段階では掲示に加え，窓口での声掛け，チラシの配布などにより対応する。（入館時に受付カウンターを経由しない施設については，レベル2以上の段階では，入口にスタッフを配置するなどにより，声掛け，チラシの配布などにより対応する。なお，スタッフの配置が難しい場合には，例えば，入口からの導線を工夫するなどにより，来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で，声掛け等の対応を行うこと。）
- ・利用者にマスクの着用を求めるとともに，マスクの着用のない利用者については，入館を自粛するように掲示により注意喚起する。レベル2以上の段階では掲示に加え，窓口での声掛け，チラシの配布などにより対応する。

（入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で、声掛け等の対応を行うこと。）

- ・施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置する。
レベル2以上の段階では、多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置する。
- ・5月31日までは、バスなどによる団体での来館をしないように促す。
- ・5月31日までは、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。
6月1日からは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」の「2 移動の自粛について」を踏まえて、対応すること。

<職員向け>

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養させることを徹底する。
- ・職員はマスクを着用した上で、利用者から物品や金品を受領する場合においては、触れる箇所を最低限とする工夫（トレイの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する、また、会話を控えめにすることや大声での会話の自粛を促すことについて、掲示する。

レベル2以上の段階では掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

（入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で、声掛け等の対応を行うこと。）

<施設向け>

- ・チケット売り場や受付カウンターなど，人と人が対面する場所は，アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル，椅子の背もたれ，ドアノブ，電気のスイッチ，電話，キーボード，タブレット，タッチパネル，レジ，蛇口，手すり・つり革，エレベーターのボタンなど）は，始業前，始業後に，丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
レベル2以上の段階では，始業前，午前中1回，午後1回，終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・レベル2以上の段階では，机・椅子，マイク等貸し出した物品については，その都度，消毒を実施すること。
- ・青少年教育施設は，レベル2以上の段階では，日帰り利用のみとし，宿泊・入浴は実施しない。
宿泊については，布団を敷く際に，隣と十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保すること。また，部屋は窓を開けるなどして常に換気を行うことを基本とする。窓を開けることが困難な場合は，空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど，室内空気の滞留を避ける。
入浴については，時間帯を分けるなど，同じ時間での利用人数を減らし，密集を避けること。
食堂については，利用時間帯を分けるなど，同じ時間での利用人数を減らし，密集を避けるとともに，大皿などでの食事の取り分けは避け，個別配膳などでの利用とする。また，全員が同一方向を向いて食事する，会話を控えるなどの対応をとること。
- ・図書室については，レベル2以上の段階では，図書の貸出のみとし，閲覧スペースにおける着座による読書や調べ学習を行わない等，来館者の施設内での滞在が短時間となる利用に限る。
- ・トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため，不特定多数が接触する場所は，始業前，始業後に丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また，ハンドドライヤーは使用しない。
- ・休憩スペースは，感染リスクが比較的高いと考えられるため，一度に休憩する人数を減らし対面で食事や会話をしないようにする。
また，換気に留意し，始業前，始業後に丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

- ・鼻水，唾液などがついたゴミは，ビニール袋に入れて密閉して縛る。
ゴミを回収する人は，マスクや手袋を着用し，マスクや手袋を脱いだ後は，必ず石鹸と流水で手を洗う。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

- ・チケット売り場，入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。
- ・通路（廊下，階段）を一方通行とし，対面とまらない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- ・施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は利用の制限等を行うこと。特に子供が多く集まることが想定される場合は厳格に行うこと。
- ・入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限，整理券の発行等）を検討すること。
- ・人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性のあることを施設のホームページや掲示において周知すること。
- ・来館者が集まりそうな場所を特定し，分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じること。
- ・固定座席等の施設・設備においては，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう，席配置等を行う。
- ・利用者が通行する部屋や廊下に2メートル間隔で目印テープを貼付するなど対人距離を可視化する。
- ・屋内施設については，1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い，密閉空間にしない。
可能であれば2方向の窓を同時に開ける。

- ・窓がない部屋については、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。

4 その他

上記の3つの対応のほか、それぞれの施設の特性やイベント等の状況に応じて、感染防止に必要な措置を実施

(イベント開催の制限)【令和2年5月31日まで】

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること。
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、イベント（公民館等における主催事業及び貸館事業を含む。）を開催することができる。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ イベントのうち、体操など体を動かす活動については、「スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防対策」を徹底すること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

なお、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。

(イベント開催の制限)【令和2年6月1日から】

- ・6月1日からは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」の「3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項）（1）イベントの開催条件」を踏まえて対応すること。

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～
(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- ・多目的ホール等の開館に向けた考え方について
- ・スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防策について

- 新しい働き方様式
レベル1においても新しい働き方様式を参考にすること。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/new-workstyle/>
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について
(令和2年5月15日制定)
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>

4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

（1）感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
 - ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
 - ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域（以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。）であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。
- これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。
- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。
- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 **「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
 - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）

- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

5. 対策移行に向けた考え方について

- 緊急事態宣言に基づき、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、本来、新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条の規定の趣旨を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならない。
- 各都道府県は、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくことが求められる。このため、社会的に重要な事業や活動ならびに感染リスクの低いところから、十分な感染対策を講じた上で、段階的に再開することを検討すべきである。
- この際、3月中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられていることや、社会経済の活動レベルが上がることに伴って人の接触が増加することでの感染拡大の可能性を十分想定しておくことが求められる。
- まん延の状況は地域によって異なることを踏まえれば、本専門家会議では、地域ごとの感染状況の分析を行うとともに、感染の状況に応じた対応のあり方について、具体的な考え方を示していくこととする。
- 国及び都道府県においては、地域の新規感染者数等の推移や医療提供体制の状況などについて一定期間ごとに評価を行うとともに、感染拡大が生じた場合等には再び迅速な対応が行えるよう、あらかじめ準備しておく必要がある。

スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防対策について

令和2年5月15日

広島県地域政策局スポーツ推進課
広島県商工労働局商工労働総務課
広島県体育施設協会
一般財団法人広島県水泳連盟
広島県ボウリング場協会

【対象施設】

- 体育館、柔剣道場、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、バレエ教室、体操教室、ヨガ・ホットヨガスタジオ
- 次の施設のうち、屋内施設
ゴルフ練習場、バッティング練習場、フットサル場
- 次の施設のうち、観客席部分
陸上競技場、野球場、テニス場、サッカー場、フットサル場

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1 施設入場における注意事項

○ 感染防止の注意喚起

- ・ 受付窓口や掲示、ホームページでの注意喚起
～ 発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛
～ マスク着用や入場制限などの感染防止取組への協力旨の事前周知

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛や、運動実施時を除く施設内におけるマスク着用、場合によっては入場制限があることなどについて、チラシ配布、窓口での積極的に呼びかけ・確認を実施

○ 入場制限による感染リスクの低減

- ・ スタッフの体調管理の徹底
～ 出勤前の検温の徹底、発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の場合の出勤停止
- ・ 利用者の体調管理の徹底等
～ 体温、体調などの事前申告の徹底
～ スクール受講生保護者など送迎者の施設内入場の自粛
- ・ 予約受付時に、空いている時間での利用を促すなどの利用調整

○ 施設の出入口に消毒用アルコール等を配置

○ 利用者の氏名・連絡先の把握（代表者のみ）

2 施設内での感染防止に向けた注意事項

○ 飛沫感染・接触感染のリスク低減

・ 密集・密接の回避に向けた注意喚起

～ 集団で行う競技、近接して行う競技、身体接触がある競技などを実施する場合は、各競技団体等が示す指針などに基づき、密集や密接を回避するよう注意を喚起

- ・ トレーニングジム利用における感染予防対策の徹底
 - ～ 「スポーツ施設（スポーツクラブなどの運動施設）の営業再開に向けた感染予防対策について（令和2年5月22日）」に準拠した感染予防対策を徹底

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ 密集・密接が想定される用途での利用制限

利用受付時に、利用人数や利用用途、利用形態などを確認し、身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等における試合・対戦形式の利用など、密集や密接が想定される場合は利用を制限

◆ トレーニングジムの利用制限

体育館等に併設されているトレーニングジムについては、過去にクラスターが発生しており、感染リスクが高いことから利用を制限

- ・ 人と人の間の間隔の確保
 - ～ 受付窓口等の利用者集合が想定される場所など、2 m間隔の目安の表示
 - ～ 廊下、階段など通路をテープ表示で区切るなど、施設内通路の非対面通行化
 - ～ コート、レーン等の交互利用、練習場等の同時利用人数の制限などによる、身体的距離の確保
- ・ 共用器具、貸出用具、共用箇所の定期的な消毒の実施
 - ～ 複数人で利用する運動用具やドアノブ、テーブル、スイッチなどの共用部分、貸出用具等の定期的な消毒
 - ～ 多数が接触するドアノブ等の共用箇所付近には、利用者も使えるよう消毒用アルコール等を配置
 - ※ 水泳場においては塩素濃度のモニタリングを厳密に実施
- ・ 更衣室、シャワー室、トイレ等の管理の強化
 - ～ 定期的に換気・消毒を実施
 - ～ 利用者にも利用後の換気・消毒の協力を依頼（消毒用アルコール等を配置）
 - ～ ハンドドライヤー・共用タオル使用を禁止し、ペーパータオル等を配置
 - ～ 更衣室の利用状況を管理し、同時利用人数を制限
- ・ ゴミの廃棄における感染防止
 - ～ 鼻水・唾液等の付着したゴミの密閉処理、回収時の手袋着用
- ・ 換気の徹底
 - ～ 出来る限り全てのドアを開放
 - ～ 窓がない部屋については、空調機器稼働させるなど室内空気の滞留を回避
 - ※ ホットヨガスタジオにおいては、1クラスごとに換気を実施

<利用者向け>

- ・ 手洗いの徹底、可能な限りマスクの着用
- ・ 対面での会話、大声での応援、ハイタッチなどの行動の自粛
- ・ 更衣室や休憩スペースなど共用施設での長時間利用の自粛、対面利用・会話の自粛

<従業員等向け>

- ・ マスクまたはフェイスガードの着用，手洗いの徹底
- ・ 受付窓口等における飛沫感染，接触感染リスクの低減措置
 - ～ アクリル板の設置，透明ビニールシートによる遮蔽
 - ～ トレーを介した金銭の授受や手袋の使用，都度の手指の消毒
- ・ スクールバス等による送迎時における車内での換気，席間確保
- ・ スクール指導時の飛沫感染，接触感染リスクの低減措置
 - ～ 指導者のフェイスガード着用，身体的接触を伴わない指導・身体的距離を確保した指導の実施
 - ～ 受講者の体調異常等を常に観察し，状況に応じた対応実施（注意喚起や退室など）
 - ～ 受講者同士の対面会話や身体的接触等，受講者の行動に対する注意喚起

3 その他

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ 県外からの利用自粛

予約受付時に，県外からの利用については自粛を要請（ホームページや掲示でも事前周知）

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ イベントや大会の実施における感染防止対策の実施

参加人数を極力少数（最大でも50人程度）とし，次の点に留意の上，実施を検討

ア 3つの密（密閉，密集，密接）の発生が原則想定されないこと

イ 大声での発声や声援，近接した距離での会話等が控える環境を確保できること

ウ その他，必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用，室内の換気等）が講じられること。

○ 感染予防対策の徹底

- ・ 対策責任者・担当者を設定し，本対策を徹底

多目的ホール等の開館に向けた考え方について

令和2年5月29日改定
広島県環境県民総務課

【基本的な考え方】

多目的ホール等（※）を開館するに当たっては、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保するなど、次に掲げる対策を踏まえ、徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、レベル1の状況にあると判断されても継続をお願いしたい。（レベル2以上の段階と明示されている対策を除く。）

なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用しつつ、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

※多目的ホール、文化会館、集会場、展示場

（注） 枠内下線はレベル2以上の段階での対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

(1) 利用者向け

ア 発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「ア」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

イ 利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者に対しては、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「イ」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

ウ 施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置し、こまめな利用を提示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、施設の出入り口に加え、多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置し、こまめな利用を提示により周知する。

エ 令和2年6月18日までは、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、他都道府県からの来館をしないように促す。

オ 令和2年5月31日までは、バスなどによる団体での来館をしないように促す。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

エ レベル2以上の段階では、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、バスなどによる団体での来館自粛を要請する。

オ レベル2以上の段階では、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、他都道府県からの来館自粛を要請する。

(2) 職員向け

ア 発熱や、軽度であっても風邪の症状等があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養させることを徹底する。

イ 職員はマスクを着用した上で、利用者から物品や金品を受領する場合においては、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

(1) 利用者向け

ア 施設内では咳エチケットの徹底、こまめな手洗い、会話を控えめにすること及び大声での会話の自粛について掲示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。）

(2) 施設向け

ア 受付カウンターやチケット売り場など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

イ 多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）は、始業前、終業後に、丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

「イ」において、レベル2以上の段階では、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

ウ 休憩スペースにおいては、一度に休憩する人数を制限するとともに、対面での食事や会話を防げるよう、いすやテーブルの配置を工夫（利用不可等の張り紙貼付や一時撤去など）する。また、始業前、終業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

エ 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

オ トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する箇所は、始業前、終業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーが設置してある場合は、使用禁止措置を講じる。

カ スタッフのユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

キ レベル2以上の段階では、閲覧等に供する資料・図書・チラシなどの提供サービスは実施しない。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

(1) 入退出時（入退出時の行列を含む）、窓口カウンター、チケット売り場、物販場所及びロビー等の集合場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。

(2) 通路（廊下、階段）を一方通行とし、対面とまらない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）

- (3) 施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし、確保できない場合は入場の制限等を行う。
- (4) 入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できる工夫（床への目印テープ貼付による対人距離の可視化など）を講じることとし、確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限、整理券の発行等）を講じる。
- (5) 人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には、入場制限や利用時間制限の可能性があることを施設のホームページ及び掲示において周知する。
- (6) 来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じる。
- (7) 屋内施設については、1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い、密閉空間にしない。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- (8) 窓がない部屋については、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。
- (9) 座席を設けるときは、間隔をあける（1m、できれば2m）。固定座席の施設・設備においては、同様の間隔が確保できる配席等を行う。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、固定座席等の施設・設備においては、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう、四方を空けた席配置等を行う。

4 イベントへの対応（令和2年6月18日まで）

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にするとともに、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

なお、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じた上で、段階的な制限の解除を行う。

- (1) 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に）
- (2) 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話、または吹奏楽器の演奏等、飛沫感染のリスクが原則想定されないこと
- (3) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。
- (4) イベント主催者に対しても、上記対策を徹底させること。

5 対策の遂行

各施設においては、対策責任者・担当者を決め、上記の対策を遂行すること。

【参考資料】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～（2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）